

## ○豊島区議会議員の政治倫理に関する条例

令和6年5月28日  
条例第24号

### (目的)

第1条 この条例は、区政が区民の厳肅な負託によるものであることに鑑み、その受託者たる豊島区議会(以下「議会」という。)の議員(以下「議員」という。)が区民全体の奉仕者として人格及び倫理向上に努め、いやしくもその権限又は地位に基づく影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう議員活動の行動規準及び区民に対する説明責任等を定め、もって公正で開かれた民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。

### (議会の役割)

第2条 議会は、前条の目的を達成するため、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、議員活動の公平性及び透明性を確保しなければならない。

### (議員の責務)

第3条 議員は、区民の代表として区政にかかるわる権能と責務を深く自覚し、第5条第1項各号に定める政治倫理規準(以下「政治倫理規準」という。)及び法令、条例等を遵守して活動しなければならない。

2 議員は自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、区民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。

3 議員は、政治倫理規準及び法令、条例等を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。

### (区民の役割)

第4条 区民は、議員に対し、政治倫理規準を逸脱する行為を求めてはならない。

### (政治倫理規準)

第5条 議員は、次に定める政治倫理規準を遵守しなければならない。

- (1) 区政運営又は議会運営に著しく影響を与え、区民の信用又は信頼を著しく失墜させる行為を行わないこと。
- (2) その権限又は地位を利用して、職務の公正を疑わせるような金品の授受等をしないこと。
- (3) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)等の法令に違反する寄附等のほか、政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
- (4) 区の職員並びに区が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している団体及び指定管理者の役職員に対し、その権限又は地位を利用することにより、公正な職務執行を妨げ、又は職権を不正に行使するよう働き掛ける行為をしないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、その他不法行為を繰り返す反社会的な団体及び個人と一切の関係を持たないこと。
- (6) その権限又は地位を利用して、何人に対しても、嫌がらせをし、強制若しくは強要し、又は圧力をかける等、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないこと。

2 議員は、政治倫理規準に反する事実があるとの指摘を受けたときは、自ら誠実な態度をもって、真相を明らかにするとともに、説明責任を果たさなければならない。

### (兼業の報告義務)

第6条 議員は、自らが主として収益事業を営む場合(既に営んでいる場合を含む。)又は自らが主として収益事業を営む法人等の役員、顧問若しくはこれらに準ずる職(以下「役員等」という。)に就いた場合(既に就いている場合を含む。)には、議長に対し、速やかに兼業報告書を提出しなければならない。当該報告書の内容に変更があったときも同様とする。

### (請負及び指定管理に係る義務)

第7条 議員は、区に対して請負(業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引をいう。以下同じ。)をする場合又は区から指定管理者の指定を受ける場合は、法令、条例等を遵守し、かつ区民に疑惑を生じさせないよう努めなければならない。

### (請負の報告義務)

第8条 議員は、自らが事業を営んでいる場合の当該事業、又は当該議員が役員等に就いている法人等の事業のうち、前会計年度(当該議員が議員である期間に限る。)における区に対する請負がある場合は、議長に対し、速やかに請負状況等報告書を提出しなければならない。

2 議員は、議長に提出した請負状況等報告書の内容を訂正する必要があるときは、速やかに請負状況等訂正届を議長に提出しなければならない。

### (閲覧)

第9条 議長は、第6条又は第8条の規定により提出された兼業報告書及び請負状況等報告書並びに請負状況等訂正届を、当該報告書を提出した議員の在任期間中、区民の閲覧に供しなければならない。

### (調査請求)

第10条 議員に第5条、第6条及び第8条の規定に違反する行為又は法令若しくはこの条例以外の条例に違反する行為(以下「遵守義務違反行為」という。)をした疑いがあるときは、議員定数の8分の1以上(異なる2以上の、会派(2人以上の議員で構成する政策集団をいう。)又は会派に属さない議員で構成されている場合に限る。)の議員又は100人以上の区の区域内に住所を有する者で満18歳以上の者の連署をもって、それぞれの代表者(以下「請求代表者」という。)から議長に調査請求をすることができる。

- 2 前項の調査請求は、遵守義務違反行為に係る事実を証する書面を添えて、調査請求書を議長に提出して行うものとする。
- 3 議長は、前項の調査請求書を受理したときは、その記載内容及び添付書類を確認し、形式的な不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求代表者に対し、その補正を命ずることができる。
- 4 議長は、調査請求が議長が別に定める要件に該当するとき、又は請求代表者が前項の補正命令に従わないとときは、当該請求を却下するものとする。遵守義務違反に係る調査になじまない事項であって実質的に補正することができないことが明らかであるものについても同様とする。
- 5 調査請求は、当該請求に係る行為があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過したときは、することができない。当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して1年を経過したときも、同様とする。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りではない。

(政治倫理調査特別委員会の設置等)

第11条 議長が前条第3項の規定による確認の結果、調査請求が適正であると認めたときは、豊島区議会委員会条例(昭和39年豊島区条例第32号。以下「委員会条例」という。)第4条に基づき政治倫理調査特別委員会(以下「委員会」という。)を設置し、当該調査請求に係る事案(以下「審査事案」という。)の審査を委員会に付託するものとする。

(委員会の審査)

第12条 委員会は、審査事案の審査を付託されたときは、遵守義務違反行為の存否及び次条に定める措置について審査及び報告する。

- 2 委員会は、前項の審査を行うため、調査請求の対象となる議員(以下「対象議員」という。)又は関係人に対し、事情聴取等必要な調査ができる。
- 3 対象議員は、委員会から審査に必要な資料の提出又は委員会への出席要求がある場合、それに従わなければならない。
- 4 委員会の審査に当たっては、委員会条例第26条の2に規定する参考人として、政治倫理に識見を有する者に出席を求めることができる。
- 5 委員会は、付託の日から90日以内に、議長に対し審査結果を報告するよう努めるものとする。
- 6 委員会は、審査に際し、対象議員の求めに応じ、弁明の機会を与えなければならない。

(遵守義務違反行為に対する措置)

第13条 対象議員に遵守義務違反行為があると認めた場合の措置は、次のとおりとする。ただし、2以上の措置を併せて講ずることを妨げない。

- (1) 議場における議長注意
- (2) 議場における対象者の謝罪文朗読
- (3) 一定期間の出席停止勧告
- (4) 当該議員が就任している役職の辞任勧告
- (5) 議員辞職勧告

(結果の公表)

第14条 議長は、審査事案の審査結果について、議決後、速やかに請求代表者に議決結果を送付するとともに、その概要を公表しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。